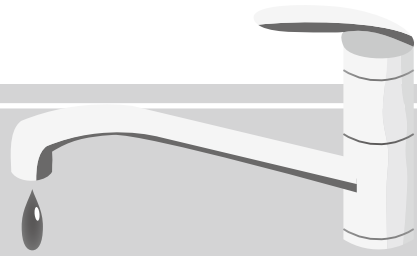


12月請求分 から

「上下水道料金」が変わります



水道課業務係 ☎0824-73-1197

下水道課管理係 ☎0824-73-1175

10月1日から消費税率が10%に変更されることに伴い、上下水道料金などに含まれる消費税額相当分も、10月以降の使用分（12月検針・12月請求分）から税率10%を適用した金額に

変わります。

なお、水道加入金と水道工事負担金は、10月1日請求分から税率10%を適用します。

《税率適用前と適用後の料金の例》

※1円未満の端数金額は切り捨て

●水道料金●

一般家庭で多く使用されている口径13mmのメーターを使用し、1カ月で20m³の水道水を使用した場合

【令和元年11月請求分までの税率8%の場合】

- ▶基本料金（8m³まで）1,296円
- ▶超過料金（8m³を超え20m³まで）172円/m³
172円×12m³=2,064円
(1,296円+2,064円)×1.08=3,628円
- ▶メーター使用料（口径13mm）86円×1.08=92円

合計 3,720円

●下水道料金●

水道水のみを使用する世帯で、1カ月で20m³の水道水を使用した場合

【令和元年11月請求分までの税率8%の場合】

- ▶基本料金（8m³まで）1,296円
- ▶超過料金（8m³を超え20m³まで）183円/m³
183円×12m³=2,196円
(1,296円+2,196円)×1.08=3,771円

3,771円

【令和元年12月請求分以降の税率10%の場合】

- ▶基本料金（8m³まで）1,296円
- ▶超過料金（8m³を超え20m³まで）172円/m³
172円×12m³=2,064円
(1,296円+2,064円)×1.10=3,696円
- ▶メーター使用料（口径13mm）86円×1.10=94円

合計 3,790円

【令和元年12月請求分以降の税率10%の場合】

- ▶基本料金（8m³まで）1,296円
- ▶超過料金（8m³を超え20m³まで）183円/m³
183円×12m³=2,196円
(1,296円+2,196円)×1.10=3,841円

3,841円

※水道水以外の水（井戸水など）を使用している場合は、世帯人数に応じて認定した水量などにより計算します。